

ジェンダー主流化の「逸脱」と性的マイノリティの権利保障：  
台湾ジェンダー平等教育法（2004）を権力の交差性から考察する

福永玄弥（東京大学）

1990年代以降、東アジア各国で性的マイノリティをめぐる政治的状况は大きく変化したが、中でも台湾は他国と一線を画している。2019年に同性婚が法制化され、台湾は現在「アジアでもっともLGBTフレンドリーな社会」として知られる。本発表では、台湾の立法で初めて性的マイノリティの人権課題を包摂したジェンダー平等教育法（性別平等教育法、2004年）の成立過程を社会学的に分析する。

ジェンダー平等教育法は「男女平等」を退けて「ジェンダー平等」という概念を採用し、「性別」だけでなく「性的指向」や「ジェンダー・アイデンティティ」に基づく差別を禁止した。この立法が「ジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）」の成功例として位置づけられたことから、台湾で推進されたジェンダー主流化はつねに性的マイノリティの人権課題を包摂するものとして進展した。北京女性会議（1995）では「多様性」や「交差性」にも焦点が当てられたものの、そこで提唱されたジェンダー主流化は性的マイノリティ女性の権利を排除したものだ。本発表では、ジェンダー平等教育法が「男女平等」を退けて「ジェンダー平等」概念を採用したことに焦点を当て、その背景を分析した。具体的には、同法の起草から制定までの過程に注目し、一連の会議の議事録や作業従事者が刊行した季刊誌を対象に調査をおこなった。

ジェンダー平等教育法が性的マイノリティの人権課題を包摂した背景として、主に以下の二点を指摘した。第一に、同法の起草過程は、女性運動やフェミニストが立法過程に介入するアクターとして成長を遂げた時期であり、それは性的マイノリティの社会運動が大きな展開を遂げた時期とも重なった。第二に、起草作業に従事したフェミニストによって同性愛やトランスジェンダーの子どもの脆弱性が「発見」された点である。民主化の社会潮流のもと、市民に開かれた一連の起草過程では多様な背景や専門をもつ研究者や活動家の意見が反映された。特に2000年に起きた「トランスジェンダーとみられる中学生」がいじめの被害に遭って学校のトイレで死亡した事件は注目を集め、「男女平等」という概念では性的マイノリティの子どもの被害者とする「多様なジェンダー暴力」が見過ごされてしまうことが問題化され、これらを包摂した「ジェンダー平等」が提唱された。そしてジェンダー平等教育法の制定が台湾におけるジェンダー主流化の成功例として位置づけられたことを契機に、その後の関連施策は「ジェンダー平等」路線を踏襲していくことになる。このような台湾の動向は、「男女共同参画」行政が性的マイノリティの人権課題を排除して展開された日本と大きく異なるものである。

近年、「海外の学校で過激なLGBT教育が進んでいる」「トランスジェンダーの教育問題が起きている」といったバックラッシュ言説が広がっているが、2004年から性的マイノリティの人権課題に取り組んできた台湾の事例を扱う本発表は、こうした保守言説に対して批判的介入を試みるものでもある。